

日 月 送 受 號 番 先 議 合 欄 號 省 生 厚

第	第
號 送 受	號 送 受
月 月	月 月
日 日	日 日



甲乙ノ種別 乙

案 起

昭和十九年十月二十日

局 課 受 付

月 第 日 號

月 日

判 決

十月二十日

合 校

行 施

十月二十日

主 查 事 務 官

局 長 書記官

木 臣

次 官

總 務 課 長

案

十九年十月二十日

總 務 課 長

官 房 各 課 長

各 課 長

軍 事 保 護 院 院 長

特殊法人債ノ發行認可等関係

合 議 先		番 號		受 送		日 月	
第	號	第	號	第	號	第	號
送	受	送	受	送	受	送	受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日
<p>手續簡素化ニ関スル件</p> <p>標記 1 件 関シ大臣次官尋</p> <p>別紙 1 通申 紙 有之候条印了</p> <p>知相成渡</p>							



大 日 本 國 政 府

第 七 四 〇 號

昭 和 十 九 年 十 月 十 五 日

大 藏 次 官 松 隈 秀

厚 生 次 官 相 川 勝 六 殿

特 殊 法 人 債 券 發 行 認 可 等 關 係 手 續 簡 素 化 ニ 關
ス ル 件

從 來 貴 省 ニ 於 テ 具 ノ 主 管 ニ 係 ル 特 殊 法 人 ノ 債 券 發 行 ノ 認 可 又 ハ 許 可 ラ
爲 サ ン ト セ ラ ル ル ト キ 又 ハ 之 カ 兀 利 支 拂 ノ 保 證 ラ 爲 サ ン ト セ ラ ル ル ト
キ ハ 豫 メ 富 省 宛 往 協 議 相 受 ク ル コ ト ト 叙 后 候 處 此 ノ 際 富 該 事 務 ノ 簡 素



裏 面 白 紙

大日本帝國政府

化ヲ圖ル爲爾今軍省主催ニ係ル起債計畫協議會ニ於テ起債計畫ノ決定ヲ見タル分ニ付テハ右協議ヲ御省略相成送支無之コトト致度此段申進候也

「追テ日本製鐵株式會社ノ募集スル社債ニ付テハ同會社法施行令第五條第一號ノ規定アルニ願ミ別途適宜措置スルコトト致度」

裏面白紙

212